国際コンテナ戦略港湾の取組状況について

1 広域からの貨物集荷施策の取組

今年度も昨年度に引き続き、コンテナ貨物の積極的な集荷を図るため、補助制度を実施しています。

(1) 戦略的集荷補助

釜山港を始めとした国内外の他港から横浜港への利用転換や横浜港での国際トランシップを増加させる事業に対して、1 FEU(40 フィートコンテナ 1 本) あたり 5,000 円~7,000 円を補助

(2) アジア輸入貨物増加促進補助 (新規)

中国・香港・台湾・東南アジアの国や地域からの輸入コンテナ貨物の増加分に対して、1 FEU あたり 5,000 円を補助

(3) コンテナバージ集荷補助(新規)

コンテナバージを活用し、横浜港と千葉港との間でバージ輸送されるコンテナ貨物の増加分に対して、1 FEU あたり 2,000 円を補助

(4) 鉄道集荷補助 (新規:平成24年10月実施予定)

貨物鉄道を活用し、横浜本牧駅、本牧埠頭駅などを経由して横浜港から輸出入されるコンテナ貨物の増加分に対して、1 FEU あたり 5,000 円を補助

2 組織・経営体制強化の取組

横浜港埠頭株式会社は、本市や国が所有する港湾施設を借受け、ターミナル運営の競争力を高めるため、本年中の特例港湾運営会社の指定を目指し、現在、準備を進めています。

先日、国が主催した委員会では、「申請手続きを進めていく段階にある」との評価を得ており、今後、横浜港埠頭株式会社による申請など、必要な手続きを速やかに行っていきます。

(注)特例港湾運営会社とは

平成23年3月に改正された港湾法において、「港湾運営会社制度」が創設され、 京浜港にひとつの会社を国が「港湾運営会社」として指定することにより、コン テナ埠頭等を一体的に運営することが可能となりました。

なお、<u>京浜港でひとつの会社が指定できない場合には、一定期間、特例措置と</u> して港単位で「特例港湾運営会社」を指定することができます。

(参考) 国と連携した各種取組

1 利子補給金制度を活用した民間事業者への支援

京浜港の国際競争力の強化を図る地域再生計画が6月に国に認定され、民間事業者が行うコンテナ物流に関する施設整備等に対し、国の利子補給金制度の活用が可能となり、高機能な荷役機器の導入等、競争力強化が見込まれます。

(注)

○利子補給金制度:最大年 0.7%の利子補給金を最大 5 年間、国が支給する制度

○地域再生計画 :地域が申請した計画を国が認定することにより、利子補給金制度など

の国の支援措置の活用が可能。

2 港湾再生に関する都市再生基本方針の改正

港湾再生事項の追加を含む都市再生基本方針の改正が8月に閣議決定されました。こうした動きを活用して、予算確保や規制緩和等を国に働きかけていきます。

<港湾再生に関する改正内容>

- 〇「選択と集中」の考え方のもと、主要な港湾への政策資源の集中を推進
- 〇非効率な港湾利用に関連した規制・制度改革等によるコスト低減・サービス向上
- 〇様々な外部要因が港湾の競争力に影響を与えることを踏まえた、関係府省の連携に よる総合的な施策の推進

(注)

〇都市再生基本方針:都市再生特別措置法に規定される都市の再生に関する施策の重点的 かつ計画的な推進を図るための基本的な方針